

※ 本資料は、これまでの議論を踏まえ、議論の便宜のため、法人形態の一例を示したもの。

法人形態について（未定稿）

		現状（国の機関）	I 特別な法人	II 公益法人+α	III 公益法人+β	（参考） 独法・国立大学法人
根拠法		日本学術会議法	日本学術会議法	日本学術会議法	新法（ナショナルアカデミーの地位、手続等を定める）	独立行政法人通則法 +個別設置法
会員の任命		主務大臣任命	×	×	×	—
法人の長の任命		—	×	×	×	主務大臣任命
財政基盤		経費は国庫の負担	国が必要な財政的支援を行う（法律）	国は、業務に要する経費を二分の一を超えて補助することができる（法律）	国は、業務に要する経費の一部を補助することができる（法律） 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。（法律）	政府は、予算の範囲内において、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（法律）
ガバナンス	計画	【アクションプラン】	評価委員会の意見を聴いて中期的な計画を作成			中期計画（主務大臣認可）
				毎年度の事業計画（主務大臣認可）	毎年度の事業計画（主務大臣認可）	
	評価	政策評価、行政事業レビュー	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）
		【会長任命の有識者による外部評価】	評価委員会による評価（主務大臣任命）	第三者機関による評価（主務大臣認定）	内規で定めるところにより総会が選任する監事を置く（監査の対象は財務事項に限る）	独法：主務大臣による評価 国大：評価委員会による評価（主務大臣任命）
	監事	—	主務大臣任命	主務大臣認可（法人の長が任命）	法人（評議員会：監視・監督機関）が任命	主務大臣任命
備考				・理事会の過半数が外部者 ・法人の長と理事長を分離	・法人の申請により、基準（業務及び運営の体制等）を満たす法人を指定	